**平成２９年（フ）第６５８号**
兵庫県西宮市津田町５番10―514号
債務者　石丸　　靖
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第４８３号**
兵庫県加古川市尾上町養田157番地の２　尾上グリーンハイツＡ―103号
債務者　岡島　一惠
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第９０５号**
広島市安芸区船越南３丁目21番21―103号
債務者　倉橋奈留美
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８８５号**
福岡市西区下山門２丁目７番31―104号
債務者　金山　裕美
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第８７号**
鹿児島県出水市中央町1487番地　コーポおもてごうＡ棟
債務者　久安ゆかり
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２９年（フ）第３４２号**
沖縄県南城市大里字仲間1075番地１　レスポワールＳＫ　205号室
債務者　山城　勝男
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第７３号**
富山市中島１丁目12番14号
債務者　大井由紀子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１４９号**
富山県中新川郡上市町相ノ木新町36番地
債務者　寺崎　寿代
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第５８５号**
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番１―805号
債務者　久保　知子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６２０号**
兵庫県芦屋市奥池町28番15号
債務者　吉岡　琢磨
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６６４号**
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目12番18号、前住所兵庫県西宮市浜甲子園１丁目９番22号
債務者　黒島　裕介
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１５８８号**
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山３番第３番地　ライオンズマンション有松南208号
債務者　大貫　静司
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第５８号**
滋賀県長浜市木之本町川合1226番地
債務者　吉田　尚人
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２９年（フ）第５７号**
愛媛県西予市明浜町俵津１番耕地696番地８伊ノ浦団地Ｂ棟101号
債務者　田中　三治
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２９年（フ）第３４９号**
大分県別府市若草町10番４号　山下アパート２Ｆ202号
債務者　山本美千代
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第３５３号**
大分市花高松３丁目２番４号
債務者　渡辺　藤吉
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第９８号**
群馬県みどり市大間々町大間々1900番地５
債務者　髙草木直子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部